

## 《 必要書類 一覧 》

下記、該当する番号に記載の書類をすべてご提出ください。

- ① 交通遺児のご家庭 … 1P 目      ② 重度後遺障害のご家庭 … 2P 目

### ① 交通遺児のご家庭

---

- ① 申込書（当法人所定の様式）
  
- ② 世帯全員の住民票(原本)
  - ※ マイナンバーの記載がないもの
  - ※ 対象児童と別居している場合はそれぞれ発行をお願いします
  
- ③ 令和 6 年(令和 5 年分)課税(非課税)証明書(省略の無い原本)
  - ※ 所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
  - ※ 申込み時点の主たる生計者に当たる保護者の書類を取得してください
  
- ④ 交通事故証明書のコピー
  - ※ 発行については自動車安全運転センターまでご確認ください。
  - ※ 発行期限が事故発生から通常 5 年のため、取得期間が過ぎている場合は下記↓の書類いずれかをご提出ください。

- ・ 死亡診断書等で、交通事故と記載のあるもの(コピー)
- ・ 交通事故発生当時の新聞などの死亡記事(コピー)

## 別紙

### ② 重度後遺障害のご家庭(※1)

(※1) 対象等級:自賠法施行令 別表第1又は別表2の1級～3級の方が対象

- ① 申込書 (当法人所定)
- ② 世帯全員の住民票(原本)  
※ マイナンバーの記載がないもの  
※ 対象児童と別居している場合はそれぞれ発行をお願いします
- ③ 令和6年(令和5年分)課税(非課税)証明書(省略の無い原本)  
※ 所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可  
※ 申込み時点の主たる生計者に当たる保護者の書類を取得してください
- ④ 自賠法 後遺障害の等級が確認できる書類(下記いずれか1つのコピー)  
※ 対象等級:自賠法施行令 別表第1又は別表2の1級～3級の方が対象  
※ 障害手帳のコピーは不可

対象別	提出書類
1. NASVA 介護料受給者の方	・介護料受給資格認定通知書 ・介護料支払決定通知ハガキ
2. 上記以外の重度後遺障害者のご家庭	・自賠責保険 後遺障害等級証明書 ・医師による後遺障害診断書等の自動車事故を起因とした後遺障害の等級が確認できる書類 ・損害保険会社が発行する自動車事故を起因とした後遺障害等級証明書

※ 症状固定前、等級認定前、現在医療機関等に入院の場合は、「当該医療機関の診断書」または「入院(療養)計画書」のコピーを代用としてご提出ください。(症状が細かく記載されていること)